

平成18年1月24日

JIS登録認証機関協議会設立趣意書

我が国では、「公益法人に対する行政の関与の在り方改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）」を受け、平成16年6月に工業標準化法が改正され、平成17年10月から、JISマークの認証は国に登録された民間の認証機関（登録認証機関）が実施することになりました。

これまでのJISマーク制度では、国が一元的に責任と権限をもって認証が行われてきましたが、新制度では、民間の認証機関が責任と権限をもって認証を実施することとなります。

また、制度全体のスキームも国際標準との整合性を図るとともに、認証業務の水準を一定以上に保つため国が定めた基準に従う他は、登録認証機関が独自の認証手順及び裁量によって認証業務が行われ、また、JISマーク表示を希望する事業者にとっては、認証機関が、認証ニーズを反映した認証手順により認証業務を行うことから、利便性が向上され、自由度の高い制度となります。

一方、認証機関としてJISマークのユーザーへの適切なサービスの提供のため、例えばJIS規格の見直しや改正動向の情報収集、認証業務に係る技術的な課題の業界団体との調整、制度の信頼性確保のための活動等が重要であり、この活動は各認証機関において膨大な時間とコストを要し、この活動が欠如した場合、認証機関間の認証のバラツキ或いは認証の質の低下などを要因とするJISマーク制度全体の信頼性を損なう事態が懸念されます。

このようなことから、JISマーク認証を行う登録認証機関は、相互の情報交換促進、共通課題解決に向けての共同活動推進、JISマーク商品の購入者・使用者へのJISマークの普及・啓蒙などに努め、JISマーク制度の更なる発展と、より高い信頼性を維持していく責務があると認識する次第であります。

このような認識に基づき、ここに、登録認証機関相互の連携を密にし、JISマーク制度の信頼性、公平性、統一性の確保に努めるとともに、工業標準の普及、発展に貢献することを目的とする協議会を設立することといたしました。

関係各位のご理解、ご協力、ご支援をお願いいたします。

設立発起人

財団法人 日本塗料検査協会	社団法人 日本水道協会
財団法人 建材試験センター	社団法人 日本下水道協会
財団法人 日本建築総合試験所	日本検査キューエイ株式会社
財団法人 日本品質保証機構	